

Ver. _____

Ver. 番号は改訂に合わせて変更する。

環境省自主参加型国内排出量取引制度に関する 排出量算定報告書

(基準年度：2004 年 4 月 1 日～2007 年 3 月 31 日)

「1 (1) 事業者の名称」及び別添 4-2 の表紙の「排出削減実施事業者名」と一致させる。

排出削減実施事業者名	ABC 工業株式会社
工場・事業場名	三島工場
目標保有参加者タイプ	タイプ A

2007 年 3 月 30 日

- * 本算定報告書は排出削減実施事業者ご自身で記入頂き、環境省に提出してください。
- * 表紙には、排出削減実施事業者名及び提出年月日を記載して下さい。
- * 提出年月日は、検証開始後に検証機関宛提出した年月日を記載して下さい。
- * 2004～2006 年度の 3 年間の情報はまとめて本算定報告書により報告します。基準年度期間中に敷地境界などに変更があった場合には、その変更が分かるように明記して下さい。

1. 排出削減実施事業者に関する基本情報

(1) 事業者の名称

ABC 工業株式会社

注) 排出削減実施事業者の名称を記入すること。共同事業者を活用する参加の場合、共同事業者に関する情報及び役割について「3. 共同事業者」で記入すること。

(2) 事業者の主な事業内容

ガラス及び材料等の製造

注) 会社のパンフレット、主な製品リスト、生産量及び売上高等に関する書類を添付すること。

2. 排出削減実施事業者が排出量を算定する工場・事業場に関する基本情報

(1) 工場・事業場の名称

三島工場

注) 排出量の算定を行う工場・事業場の名称を記入すること。

(2) 工場・事業場の所在地

静岡県三島市大宮町 X-XX-X

(3) 工場・事業場の算定責任者及び主担当者及び連絡先

算定責任者名	中村浩	役職	工場長
--------	-----	----	-----

*「算定責任者名」には、本事業に関する排出量算定の最終的な責任を負う最高責任者を記す。

担当者名	田中一郎	担当部署名	環境部
電話番号	XXX-XXX-XXXX	FAX 番号	XXX-XXX-XXXX
E-Mail	ichiro.tanaka@abcindustry.co.jp		
住所 ^(*)			

*排出量の算定を行う工場・事業場の所在地と異なる場合のみ記入すること。

(4) 工場・事業場の業種及び主な事業内容

業種：221 ガラス・同製品製造業
主な事業内容：ガラス及び材料等の製造

注) 「業種」には総務省が定める日本標準産業分類 (<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/index.htm>) における小分類のコード及び名称を記入すること (例えば「221 ガラス・同製品製造業」)。

(5) 工場・事業場の関連情報

① 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度の対象

- ☒ 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度の特定排出者である
☐ 地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度の特定排出者ではない

(以下の設問は特定排出者に該当する場合のみ)

- ☒ エネルギー起源 CO₂ の排出量を報告する特定排出者である
☒ 省エネ法の第一種エネルギー管理指定工場として報告義務がある（事業所別に報告）
☐ 省エネ法の第二種エネルギー管理指定工場として報告義務がある（事業所別に報告）
☐ 省エネ法の特定貨物輸送事業者として報告義務がある（事業者別に報告）
☐ 省エネ法の特定荷主として報告義務がある（事業者別に報告）
☐ 省エネ法の特定旅客輸送事業者として報告義務がある（事業者別に報告）
- ☒ エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスの排出量を報告する特定排出者である（事業所別に報告）（※）
☒ 非エネルギー起源 CO₂ 排出量が 3,000t 以上である
☐ メタン（CH₄）排出量が CO₂ 換算で 3,000t 以上である
☐ 一酸化窒素（N₂O）排出量が CO₂ 換算で 3,000t 以上である
☐ ハイドロフルオロカーボン類（HFC）排出量が CO₂ 換算で 3,000t 以上である
☐ パーフルオロカーボン類（PFC）排出量が CO₂ 換算で 3,000t 以上である
☐ 六ふっ化硫黄（SF₆）排出量が CO₂ 換算で 3,000t 以上である

※算定報告書作成時点で「エネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガスの排出量を報告する特定排出者」に該当し
 どうかどうか判断できないという場合、「見込み」を記入する。仮にここでの記入内容と平成 19 年 4～6 月
 における報告内容に不一致があっても問題としない。

② 温室効果ガス排出量の報告先、報告開始年及び報告理由（地球温暖化対策推進法を除く）

- ☐ 工場・事業場として条例等に基づき温室効果ガス排出量を報告している
☒ 会社又はグループとして経団連自主行動計画等の要請により温室効果ガス排出量を報告しており、
 当工場・事業場も報告の対象に含まれている
☐ 会社又はグループとして経団連自主行動計画等の要請により温室効果ガス排出量を報告している
 が、当工場・事業場は報告の対象に含まれていない
☐ 条例や経団連自主行動計画などの要請に基づく温室効果ガス排出量の報告はない

条例や経団連自主行動計画等に基づき温室効果ガス排出量を報告している場合は、以下に記入すること。

報告先	日本経団連	報告開始年	平成 5 年
報告理由	経団連自主行動計画の要請により会社として報告を開始		

③ ISO14001 認証取得の有無

- ☒ 工場・事業場として取得している（取得年：平成 10 年）
☐ 会社又はグループとして取得しており、当工場・事業場も対象範囲に含まれている
 （取得年： 年）
☐ 会社又はグループとして取得しているが、当工場・事業場は対象範囲に含まれていない
 （取得年： 年）
☐ 取得していない

④ ISO9001 認証取得の有無

- ☒ 工場・事業場として取得している（取得年：平成 7 年）
☐ 会社又はグループとして取得しており、当工場・事業場も対象範囲に含まれている
（取得年： 年）
☐ 会社又はグループとして取得しているが、当工場・事業場は対象範囲に含まれていない
（取得年： 年）
☐ 取得していない

⑤ 環境報告書発行の有無

- ☐ 工場・事業場としてサイトレポートを発行している（初回発行年： 年）
☒ 会社又はグループとして環境報告書を発行しており、当工場・事業場も報告対象に含まれている
（初回発行年：平成 12 年）
☐ 会社又はグループとして環境報告書を発行しているが、当工場・事業場は報告対象に含まれていない（初回発行年： 年）
☐ 環境報告書を発行していない

⑥ 環境報告書の第三者審査の有無

- ☐ サイトレポートについて第三者審査を受けている（初回受審査年： 年）
☒ 会社又はグループとして環境報告書の第三者審査を受けており、当工場・事業場も審査の対象に含まれている（初回受審査年：平成 15 年）
☐ 会社又はグループとして環境報告書の第三者審査を受けているが、当工場・事業場は審査の対象には含まれていない（初回受審査年： 年）
☐ 環境報告書の第三者審査を受けていない

3. 共同事業者

「3. 共同事業者」は、ESCO 事業者やリース会社などの他の事業者(補助事業申請時の代表事業者を含む)と共同申請している場合にのみ記入すること。

(1) 共同事業者の名称

共同事業者①	XYZ エネルギー株式会社
共同事業者②	—
共同事業者③	—

注) 共同申請している全ての共同事業者の名称を記入すること。

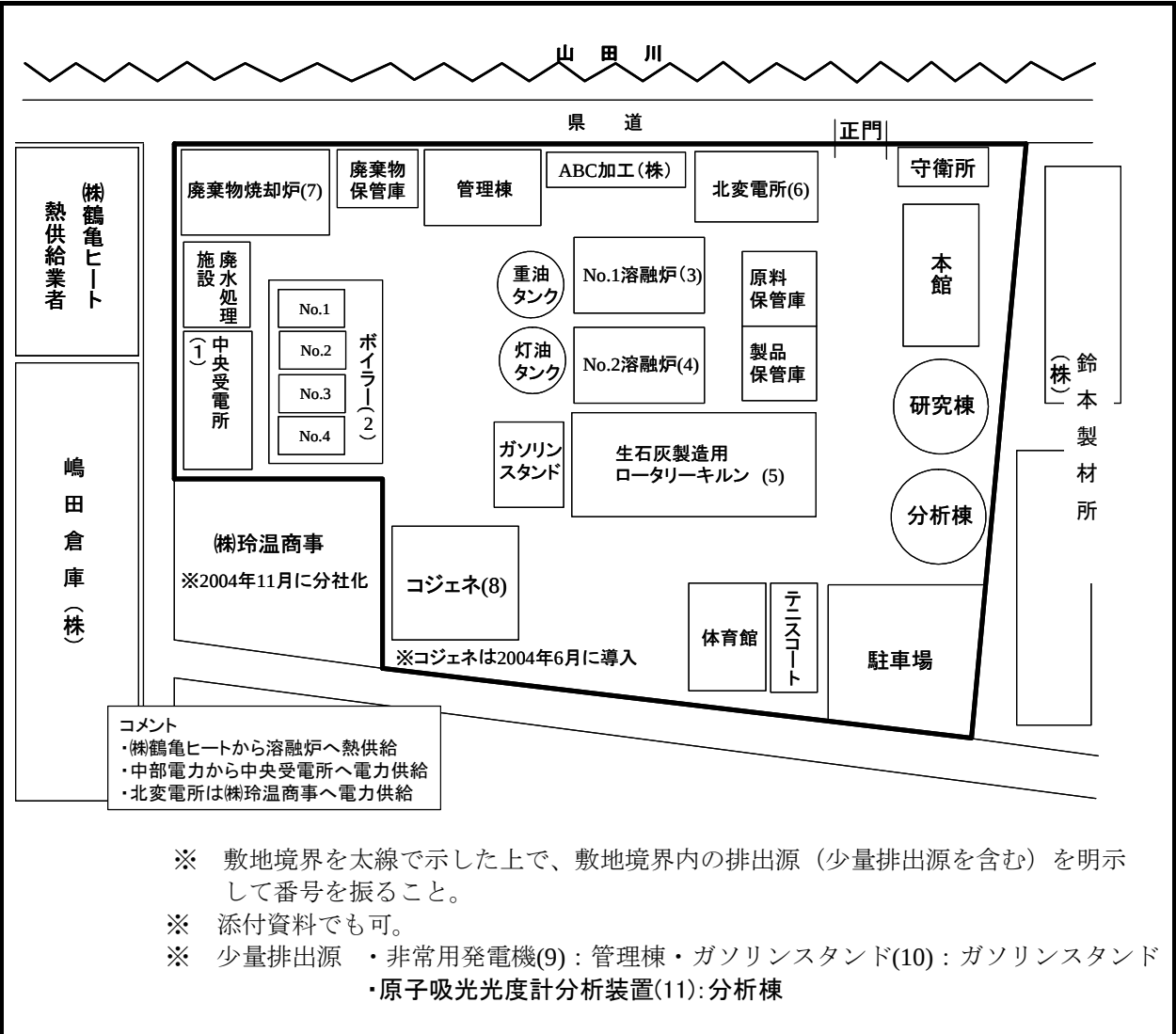
(2) 共同事業者の役割

共同事業者①	補助対象設備（コジェネ）設置者である。なお、設置後の補助対象設備でのエネルギー使用量のモニタリングは ABC 工業株式会社が行う。
共同事業者②	—
共同事業者③	—

注) 共同申請している全ての共同事業者それぞれの本事業における役割を可能な限り具体的に記入すること。

4. 敷地境界及び排出源

(1) 敷地境界及びバウンダリに関する情報（2007 年 4 月 1 日現在）



敷地境界の根拠となる文書 (*)		工場立地法届出書	
電気事業者や熱供給業者からの電気や熱の供給	電気	☒ 有 ☐ 無	供給元事業者名 静岡電力 (株)
	熱	☒ 有 ☐ 無	供給元事業者名 (株) 鶴亀ヒート
電気や熱の工場・事業場外への供給 (工場・事業場で燃料を使用して電気や熱を発生させ、工場・事業場外へ供給した場合) → 別添 4-2 III-3 に記載	電気	☐ 有 ☒ 無	供給先事業者名 —
	熱	☐ 有 ☒ 無	供給先事業者名 —
電気や熱の工場・事業場外への供給 (電気事業者や熱供給業者から電気や熱の供給を受け、工場・事業場外へ供給した場合) → 別添 4-2 IV に記載	電気	☒ 有 ☐ 無	供給先事業者名 (株) 玲温商事
	熱	☐ 有 ☒ 無	供給先事業者名 —

注1) 工場・事業場と周辺との関係を示し、敷地境界が明確に分かるよう太線等に表示すること。工場・事業場の地理的な範囲を示す図面等を添付してもよい。

注2) 申請時の最新の情報を記載すること。

* 「敷地境界の根拠となる文書」には、識別に用いた公的届出・申請書類を記載（工場の場合は工場立地法届出、消防法届出、登記簿謄本等、事業場の場合は消防法届出、建築基準法に基づく建築確認申請等）。

(2) 敷地境界の変更の有無

- ☐ 基準年度（2004.4.1～2007.3.31）において、変更がなかった。
☒ 基準年度（2004.4.1～2007.3.31）において、変更があった。→変更前後それぞれの図面を示すこと（添付でも可）

(3) 主要設備やその配置の変更の有無

- ☐ 基準年度（2004.4.1～2007.3.31）において、変更がなかった。
☒ 基準年度（2004.4.1～2007.3.31）において、変更があった。→変更前後の変更点を明記すること（添付でも可）

変更前の敷地境界	
（株） 玲温商事分社化以前の敷地境界は以下のとおり ※ 敷地境界を太線で示した上で、敷地境界内の排出源（少量排出源を含む）を明示して番号を振ること。 ※ 添付資料でも可。 ※ 少量排出源 ・非常用発電機(9)：管理棟 ・ガソリンスタンド(10)：ガソリンスタンド ・原子吸光光度計分析装置(11):分析棟	
主要設備やその配置の変更点	
コジェネ（排出源 No.8）を 2004 年 6 月に導入	

(4) 排出源

排出源のリストを別添 4-2 に記載する。なお、排出源リストの番号は、4.(1)の図で記載した番号

別添 4-1

と一致させること。

排出源の特定の根拠、算定対象の有無（算定対象外の場合はその理由）、コージェネ設備か否か、外部供給の有無についても併せて記載する。

5. 少量排出源の扱い

(1) 少量排出源の有無

☒ 年間排出量 10t-CO₂ 未満の排出源がある ⇒ (2)

☒ 対象工場・事業場の総排出量の 0.1% 未満の排出源がある ⇒ (2)

☐ 年間排出量 10t-CO₂ 未満の排出源も対象工場・事業場の総排出量の 0.1% 未満の排出源もない

(2) 少量排出源の扱い（少量排出源がある場合のみ記入）

☒ 少量排出源を算定対象外とする

☐ 少量排出源を算定対象外としない

注)

- 1) 基準年度のいずれかの年度で少量排出源に該当しない（裾きり基準を超える）排出源は算定対象となる。
- 2) 少量排出源を算定対象外とする場合、別添 4-2 の「VIII. 任意報告」にその排出量（概算で可）と算定根拠を記入すること。

6. コージェネクレジットの利用

(1) コージェネの稼動

☒ 基準年度でも削減対策実施年度でもコージェネが稼動している

☐ 基準年度にはコージェネが稼動していないが、削減対策実施年度にコージェネを導入する

☐ 基準年度にコージェネが稼動しておらず、削減対策実施年度にコージェネを導入することもない

7. 二酸化炭素排出量等

(1) 二酸化炭素排出量

算定年度	排出量 (t-CO ₂)			備考
	(a)	(b)	(a) - (b)	
2004 年度 (2004/4/1～2005/3/31)	24,643	8	24,635	
2005 年度 (2005/4/1～2006/3/31)	25,116	9	25,107	
2006 年度 (2006/4/1～2007/3/31)	24,836	8	24,828	
合計	74,595	25	74,570	
基準年度排出量 (= 合計 ÷ 3)	—	—	24,857	

注)

- 1) 二酸化炭素排出量の算定の詳細について「自主参加型国内排出量取引制度算定報告書【別添 4-2】」に記入するとともに、上表の「排出量」には【別添 4-2】の「VII. 合計 CO₂ 排出量」シートの「排出量合計 (a)」、「コージェネレーション発電に対するクレジット交付量 (b)」、「コージェネクレジット調整後の排出量 (a) - (b)」の値を記入すること。
- 2) 基準年度排出量に関しては、小数第一位以下を切り捨て整数値で記入すること。

(2) 二酸化炭素排出削減予測量

① 基準年度排出量	24,857 t-CO ₂
② 2008 年度の年間排出削減予測量	3,110 t-CO ₂
③ 予想初期割当量 (= ① - ②)	21,747 t-CO ₂

(2) モニタリングにおける QA/QC

項目	QA/QC
敷地境界の識別・ 排出源の特定	工場立地法の変更届提出時並びに消防法に基づく設置・変更許可申請時に、算定担当者が連絡を受けるよう定めている。その連絡により、敷地境界に変更がないかを確認したうえで、新たな設備の追加や廃止があれば、特定した排出源の見直しを行っている。更に、毎月、調達・購入品リストを確認して、算定対象となる物品を購入していないかを確認している。
教育・訓練	環境省主催の説明会、自主参加型国内排出量取引制度ウェブサイト並びに環境省/CA検討委員会からの情報を基に、算定担当者が必要な情報を取り纏めたうえで、週毎の定例会、月毎の部会を活用して周知徹底を図っている。更に、モニタリング体制/算定体制で定められている役割に必要な力量を得るため、算定担当者が講師となり、自主参加型排出量取引制度のモニタリング&報告ガイドラインに関する勉強会を毎年実施している。教育の効果を向上させるため、算定担当者が、勉強会後にフォローアップ研修を実施している。
計測機器の維持・管理	ISO10012（計測マネジメントシステム—測定プロセス及び測定機器の要求事項）に従って手順書を作成し、計測機器の維持・管理を行っている。なお、計測機器は、計量検定機関から定期検査を受けている。
モニタリング・算定・ 報告プロセスのチェック 体制	活動量データに関しては、排出量算定に用いるデータの把握方法とは別の方法を用いてクロスチェックを行っている。更に、月ごとに、排出量算定結果の推移を排出源並びに総排出量ごとに比較し、変動が大きければその原因を調査するよう定めている。
モニタリング・算定・ 報告プロセスのレビュー	実施ルール並びにモニタリング体制/算定体制に従って、モニタリング、収集、算定、報告が実施され、併せて信頼性確保のための数値の確認が適宜行われているかを内部監査により確認している。
是正及び予防措置	内部監査結果に対し必要な是正措置/予防措置を実施したうえで、モニタリング・算定・報告プロセスの信頼性の維持・向上のために、マネジメントレビューをしている。
その他	なし